

府中町建設工事監督規程

(趣旨)

第1条 府中町が行う建設工事（以下「工事」という。）の監督については、府中町建設工事執行規則（平成19年規則第21号。以下「規則」という。）、府中町財務規則（昭和40年規則第8号）又は別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(監督員の責務)

第2条 規則第19条第1項に規定する監督員（以下「監督員」という。）は、工事が公共の福祉の向上に寄与することを認識し、監督に当たっては公正を旨とし、厳正及び的確にその職務を行うよう努めるものとする。

(監督体制及び監督員の指定)

第3条 監督員として、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を置く。

2 前項の監督員は、工事の請負契約ごとにそれぞれ指定するものとする。

(監督業務の分類等)

第4条 監督業務は、総括業務、主任業務及び一般業務に分類するものとし、業務内容及び担当は、次のとおりとする。

- (1) 総括業務 監督業務に関する総括並びに主任業務及び一般業務を担当する監督員の指揮監督を行い、前条に規定する総括監督員が担当する。
- (2) 主任業務 監督業務のうち、現場に関する総括及び一般業務を担当する監督員の指揮監督を行い、前条に規定する主任監督員が担当する。
- (3) 一般業務 監督業務のうち、総括業務及び主任業務以外の業務を行い、前条に規定する一般監督員が担当する。

(指定基準)

第5条 監督員には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職員を指定する。

- (1) 総括監督員 工事を担当する課長又はこれに相当する職以上の職にある職員
- (2) 主任監督員 工事を担当する係長又はこれに相当する職以上の職にある職員
- (3) 一般監督員 工事を担当する技師又は主事以上の職にある職員

(監督の方法)

第6条 監督は、全て契約書及び設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）と照合して行うものとする。

(工事記録等)

第7条 監督員は、当該工事の請負者から提出された書類、工事打合せ簿及び図面並びに検査及び試験等の結果について、処理経緯を明らかにするものとする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。